

令和8年度 第C－6号 産業用地開発環境影響評価業務委託（東近江地区）
業務説明書【簡易公募型プロポーザル方式】

1 業務の概要

(1) 業務の目的

企業の強い設備投資意欲がありながら、滋賀県における産業用地は不足している状況であり、県と市が連携し、県内3か所の候補地（東近江市、大津市および高島市）において、新規産業用地を整備することとしたところ。

本業務は、東近江市内の産業用地開発候補地における滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）に基づく、環境影響評価手続き（条例第5条の3第1項の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）および第6条第1項の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成等）を行うことを目的とするものである。

(2) 業務内容

別紙特記仕様書および数量集計表のとおり。

(3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

① 事業特性や地域特性を踏まえた環境影響評価の効果的・効率的な実施

環境影響評価の実施にあたって、産業用地開発といった事業特性や東近江市鈴町・蒲生大森町地先固有の地域特性を考慮したうえで想定される課題やその対応策、効果的・効率的な実施方法等について、提案を求めるもの。

② 方法書作成にあたっての妥当性の確保

方法書作成に係る調査、予測および評価に係る手法の検討・選定を具体化させるにあたって、その妥当性を「科学的根拠」と「地域住民等との社会的な合意」の両面から担保するための手法について提案を求めるもの。

(4) 打合せ

業務の打合せは、着手時1回、中間打ち合わせ（配慮書）2回、中間打ち合わせ（方法書）3回、成果物納入時1回とする。

(5) 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

なお、本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書（令和8年2月改訂 滋賀県県土整備部）においては第1128条第1項に示すとおりとする。ただし、同仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 成果物

成果物は以下のとおり。

本業務は、電子納品対象業務とする。また、別紙特記仕様書に定めるもののほか、業務の進捗に合わせて、以下の書類を提出する。

ア 配慮書作成等に係る業務

(ア) 配慮書およびその要約書 100 部（くるみ製本）

(イ) 電子データを収録した CD-R 等電子成果品 2 部

イ 方法書作成等に係る業務

(ア) 方法書およびその要約書 100 部（くるみ製本）

(イ) 電子データを収録した CD-R 等電子成果品 2 部

(7) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の日より 5 日以内の日から令和 10 年 3 月 17 日

(8) その他

ア 本業務の特記仕様書（案）は別紙のとおり。

イ 担当部局

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工労働部産業立地課

電話 077-528-3781

E-Mail sangyouyouchi@pref.shiga.lg.jp

2 提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（この公告の日（以下「公告日」という。）において有効であり、かつ、最新のものに限る。）に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者のみが参加することができる。

ア 登録業種および部門ならびに順位または評点

(ア) 建設コンサルタントの「建設環境部門」に登録されている者

(イ) 建設コンサルタントの評点が 260 点以上かつ、「建設環境部門」の共通順位が 1 位から 40 位までの者

イ 同種または類似業務の実績等

手続開始の公告日の前日から起算して前 15 年間（手続開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、以下の同種または類似業務の実績がある者

対象は、本申請企業における実績のみとし、以下の評価対象発注機関（※）が発注した業務とする。

申請した管理技術者の途中交代は原則認めない。

実績業務は、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に登録されるなど、求める実績の内容を確認することができるものに限る（例として、業務名、履行期間、業務概要、発注機関および発注者・受注者双方の押印が確認できる資料またはテクリスの登録内容が確認できる書類等。）。

- (7) 同種業務：環境影響評価法（平成9年法律第81号）または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きで、滋賀県の場合、配慮書および方法書の作成に該当するもの
- (イ) 類似業務：環境影響評価法または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きで、滋賀県の場合、条例第12条に定める環境影響評価準備書の作成に該当するもの
- (※) 評価対象発注機関：滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会、国土交通省、全国の都道府県、全国の政令市および全国の市町村

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とする。

ウ 地域要件

滋賀県内に名簿に登録された営業所を有する者

エ その他の要件

(7) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のaからeの要件に該当する者でないこと。

a 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

b 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

c 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

d 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

e 銀行取引停止処分がなされている者

(イ) 次のaからeの要件に該当する者でないこと。

a 役員等（簡易公募型プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、本プロポーザルに参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と

いう。)であると認められる者

b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

c 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

d 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

e 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(ウ) 参加表明書等の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(エ) 組合が競争参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

(オ) 公告の日以前3か月において、滋賀県が定める委託業務等成績評定実施要領に基づき通知した評定点が60点未満でないこと。なお、この場合の成績評定通知は平成29年4月1日以降に入札公告を行った業務委託で、入札公告の競争参加資格に定めるものと同じ業種区分に限る。

(2) 配置予定技術者

ア 配置予定技術者に対する要件は以下のとおりとする。

(ア) 配置予定技術者の資格

管理技術者および照査技術者は、「土木設計業務等委託必携（令和8年2月一部改定）」中、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件 別表（琵琶湖環境部、県土整備部関係）」の業務Aに対応する技術者（建設環境部門）のいずれかを配置すること。

a 管理技術者

(a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-建設環境）

(b) 技術士（建設部門：選択科目 建設環境）

上記技術者のほか、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成4年法律第51号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者も可とする。

b 照査技術者

(a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-建設環境）

(b) 技術士（建設部門：選択科目 建設環境）

上記技術者のほか、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成4年法律第51号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理

学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者も可とする。

(イ) 同種または類似業務の実績

管理技術者および照査技術者は下記に示す「同種または類似業務」について、手続き開始の公告日の前日から起算して前 15 年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、管理技術者または担当技術者として配置された 1 件以上の実績を有すること。以下の評価対象発注機関(※)が発注した業務により行う。

実績業務は、テクリスに登録されるなど、求める実績の内容を確認することができるものに限る（例として、業務名、履行期間、業務概要、発注機関および発注者・受注者双方の押印が確認できる資料またはテクリスの登録内容が確認できる書類等。）。

- a 同種業務：環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きで、滋賀県の場合、配慮書および方法書の作成に該当するもの
- b 類似業務：環境影響評価法または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きで、滋賀県の場合、条例第 12 条に定める環境影響評価準備書の作成に該当するもの

ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。

(※) 評価対象発注機関：滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会、国土交通省、全国の都道府県、全国の政令市および全国の市町村

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とする。

なお、実績を確認できる資料が「(1)技術提案書の提出者」の同種または類似業務等の実績において提出する資料と同じ場合は、当評価項目においては、資料の提出を省略できる。

(ウ) 手持ち業務量

管理技術者の重複業務数は、公告日現在において 500 万円以上の県発注実質（一時中止等を除く。）業務 3 件までとする。

3 スケジュール

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| (1) 参加表明書の提出期限 | 令和8年8月4日（火）午後5時まで |
| (2) 選定委員会開催
（技術提案書提出者の選定） | 令和8年8月24日（月）予定 |
| (3) 技術提案書提出要請の通知
（選定・非選定の通知） | 令和8年8月31日（月）予定 |
| (4) 技術提案書の提出期限 | 令和8年9月25日（金）午後5時まで |
| (5) 選定委員会開催（技術提案書の評価） | 令和8年10月21日（水）予定 |
| (6) 技術提案書の特定通知 | 令和8年11月4日（水）予定 |

4 参加表明書の提出方法

(1) 提出方法

「1 業務の概要、(8) その他、イ 担当部局」に示す場所に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。提出の必要な様式の一覧は別紙-1による。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式-1-1）
- ② 誓約書（様式-1-2）
- ③ 配置予定管理技術者の経歴等（様式-2-1）
- ④ 配置予定担当技術者の経歴等（様式-2-2）
- ⑤ 配置予定照査技術者の経歴等（様式-2-3）
- ⑥ 配置予定技術者（管理技術者・担当技術者・照査技術者）の過去15年間における同種または類似業務実績（様式-3）
- ⑦ 業務実施体制（様式-4）
- ⑧ 企業の実績等（様式-5）
- ⑨ 企業の過去15年間における同種または類似業務実績（様式-6）
- ⑩ 企業の過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務実績（様式-7）
- ⑪ 配置予定技術者（管理技術者）の過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務実績（様式-8）

(3) 提出期間

令和8年7月21日（火）午前9時から
令和8年8月4日（火）午後5時まで

(4) 提出部数

正本1部および写し4部とする。

ア 正本には提出者の記名、押印を行うこと。

イ 写し4部については、提出者名および提出者を推測できる印影等を記載しないこと。

ウ 提出書類は参加表明書（様式-1-1）を1ページ目とし、ページ番号を用紙中央下に

付すこと。

5 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目および判断基準は、別紙-2のとおりとする。

(1) 評価対象

ア 企業の過去 15 年間ににおける同種または類似業務実績（様式-5、6）

上記「2 提案書の提出者に要求される資格要件、(1) 技術提案書の提出者」に記載の業務実績。

イ 企業の過去 3 年間に完了したコンサルタント業務の業務成績（様式-7）

入札公告年度の前年度の 3 月 31 日を起算日として、前 3 年間に完了したコンサルタント業務において、対象発注機関(※)が発注した業務成績（総合評定点（業務評定点））。

（※）対象発注機関：

- ・ 滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・ 国土交通省（地方機関を含む。）

ウ 配置予定者の過去15年間ににおける同種または類似業務実績(様式-2-1～3、様式-3)

配置予定者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）は、上記「2 提案書の提出者に要求される資格要件（2）配置予定技術者」に記載の業務実績。

エ 配置予定技術者（管理技術者）の過去 3 年間に完了したコンサルタント業務の業務成績（様式-8）

管理技術者または担当技術者として従事した業務の総合評定点（業務評定点）について、入札公告年度の前年度の 3 月 31 日を起算日として、前 3 年間に完了したコンサルタント業務において、対象発注機関(※)が発注した業務実績（総合評定点（業務評定点））。

（※）対象発注機関：

- ・ 滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・ 国土交通省（地方機関を含む。）

オ 配置予定技術者（担当技術者の資格）（様式-2-2）

担当技術者においては、下記の資格。

- (7) a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-建設環境）、b) 技術士（建設部門：選択科目 建設環境）、c) 衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成4年法律第51号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者またはd) 応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者

- (i) R C C M（建設環境）

カ 配置予定技術者（担当技術者の地域精通度）（様式-2-2）

担当技術者は、申請企業と雇用関係にある技術者のみを評価対象とする。

6 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は、配布された様式を基に作成するものとし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

作成に当たっては、以下に示すほか、様式の注意事項に基づくこと。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
配置予定技術者の経歴等	・ 配置予定技術者について、資格・経歴等を記載する。 ・ 担当技術者は、主たる担当技術者として1名を記載する。
配置予定管理技術者【様式-2-1】	・ 保有する資格の資格（合格）証等の写しを添付する。 ・ 地域精通度として申請する場合、雇用関係を確認する資料として健康保険被保険証の写しを添付する。
配置予定担当技術者【様式-2-2】	添付の際には、個人情報保護等の観点から、1. 氏名、2. 生年月日、3. 資格取得年月日、4. 所属事業所名（雇用関係の確認に必要な事項）以外は黒塗りにした上で添付する。
配置予定照査技術者【様式-2-3】	・ 配置予定の技術者が過去に従事した同種または類似業務実績等について記載する。 ・ 記載する実績等は、本業務説明書に記載した期間に完了した同種または類似業務実績（管理技術者または担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務および照査技術者としての実績は含まない。）とし、配置予定技術者ごとに最大2件までの記載とする。 ・ 手持ち業務は、公告日現在において、契約金額 500 万円以上の滋賀県発注のものをすべて記載する（一時中止等を除く。）。

	・ プロポーザル方式による業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。
配置予定技術者の過去 15 年間における同種または類似業務実績等 【様式-3】	・ 様式-2-1、2-2、2-3 に記載した配置予定の技術者が過去に従事した同種または類似業務実績等について記載する。 ・ 記載する実績等は、本業務説明書に記載する期間内に完了した同種または類似業務実績（管理技術者または担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務および照査技術者としての実績は含まない。）とし、実績等の種類を問わず配置予定管理技術者および照査技術者は最大 2 件まで、担当技術者は最大 1 件までの記載とする。 ・ 図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等 1 件につき 1 枚に記載する。
業務実施体制 【様式-4】	・ 業務の分担について記載する。 ・ 他の建設コンサルタント等に本業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
企業の実績等 【様式-5】	・ 企業における実績等について記載する。 ・ 本業務に関する登録の部門を記載する。 ・ 同種または類似業務の実績（再委託による業務の実績は含まない。）は本業務説明書に記載する期間内に完了した業務を対象とし、記載する件数は最大 2 件とする。 ・ テクリス登録がされている場合は、テクリス番号も記載する。
企業の過去 15 年間における同種または類似業務の実績 【様式-6】	・ 様式-5 に記載した同種または類似業務実績等について記載する。 ・ 記載する実績等は、本業務説明書に記載する期間内に完了した同種または類似業務実績とし、1 枚につき 1 件とし、最大 2 件まで記載する。 ・ 図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等

	1 件につき 1 枚に記載する。
企業の過去 3 年間に完了したコンサルタント業務の業務成績 【様式-7】	・記載する実績等は、本業務説明書に記載する期間内に完了した業務の総合評価点（業務評定点）とし、1 枚につき 1 件とし、最大 3 件まで記載する。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等 1 件につき 1 枚に記載する。 ・総合評定点を証明する資料として、委託業務等成績評定通知書の写しまたは各発注機関が発行する証明書の写しを添付する。
配置予定技術者(管理技術者)の過去 3 年間に完了したコンサルタント業務の業務成績 【様式-8】	・様式-2-1 に記載した配置予定の管理技術者が過去に従事した業務実績等について記載する。 ・記載する実績等は、本業務説明書に記載する期間内に完了した業務の総合評価点（業務評定点）とし、（管理技術者または担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務および照査技術者としての実績は含まない。）とし、実績等の種類を問わず最大 3 件までの記載とする。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等 1 件につき 1 枚に記載する。 ・総合評定点を証明する資料として、委託業務等成績評定通知書の写しまたは各発注機関が発行する証明書の写しを添付する。

(2) 関連資料

同種または類似の業務の実績として記載した業務に係る業務名、履行期間、業務概要、発注機関および発注者・受注者双方の押印が確認できる資料またはテクリスの登録内容が確認できる書類を提出すること。

7 技術提案書の提出者の選定方法(選定・非選定通知)

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として 5 者選定 する。ただし、同評価の提出者が 5 者を超えて存在する場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定したものには、書面により通知する。参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対して、選定されなかった旨とその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（滋賀県の休日を含める条例（平成元年滋賀県条例第 10 号）第 1 条に規定する県の休日および令和 8 年 8 月 12 日から 14 日（以下「休日等」という。）を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参または郵送等により、非選定理由について滋賀県知事に説明を求めることができる。

非選定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休

日等を含まない。)以内に書面により行う。

非選定理由の説明書請求の受付場所は、「1 業務の概要、(8) その他、イ 担当部局」と同じとし、受付時間は、休日等を除く午前9時から午後5時までとする。

8 技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

「1 業務の概要、(8) その他、イ 担当部局」に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。ただし郵送の場合は提出期限内に必着のこと。

(2) 提出書類

ア 技術提案書(様式-9)

イ 業務の実施方針、業務フロー、工程計画(様式-10-1)

ウ 特定テーマ1、2に対する技術提案(様式-11-1、11-2)

エ 参考見積(様式-12)

(3) 提出期間(予定)

令和8年8月31日(月)午前9時から

令和8年9月25日(金)午後5時まで

(4) 提出部数

正本1部および写し4部とする。

ア 正本には提出者の記名、押印を行うこと。

イ 写し4部については、提出者名および提出者を推測できる印影等を記載しないこと。

ウ 提出書類は技術提案書(様式-9)を1ページ目とし、ページ番号を用紙中央下に付すこと。

9 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の評価項目および判断基準は、別紙-3のとおりとする。

10 技術提案書の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討および設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

(2) 技術提案書の無効

本業務説明書および様式に示された条件に適合しない技術提案書または記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、上記2の資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

(3) 作成方法

技術提案書の様式は、配布された様式を基に作成するものとし、文字サイズは10

ポイント以上とする。

作成に当たっては、以下に示すほか、様式の注意事項に基づくこと。

提出する様式については、別紙-1 による。

なお、該当する様式に不足等がある場合は、無効となる場合があるので注意すること。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務の実施方針、業務フロー、工程計画 【様式-10-1】	・業務の実施方針、業務フローおよび工程計画について簡潔に記載する。 ・A 4 判 1 枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案 【様式-11-1、11-2】	・「1 業務の概要、(3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）」に示した特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。 ・テーマの記述量は 1 テーマにつき原則 A 4 判 1 枚とし、業務内容に応じて 1 テーマにつき A 4 判 2 枚までとすることができる。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示ができる図表、既往成果、写真を用いることは支障ないが、本件のために作成した C G や詳細図面等を用いることは認めない。 ・実現性における類似実績の明示については、業務名およびその概要を記載するものとする。
参考見積 【様式-12】	・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積は、以下(4)で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。特定者には再度見積を依頼する場合がある。

(4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、39,952,000 円（税込）以内とし、参考見積を超える場合は特定しない。

(5) 関連資料

同種または類似の業務の実績として記載した業務に係る業務名、履行期間、業務概要、発注機関および発注者・受注者双方の押印が確認できる資料またはテクリスの登録内容が確認できる書類を提出すること。

(6) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

ア 実施場所：滋賀県庁 会議室（後日通知する）

イ 実施日時：令和 8 年 10 月 21 日（水）（予定）

ウ 開始時間：後日通知する。

エ 出席者：3 名以内とする。ただし、予定管理技術者は必ず出席するものとする。

オ その他

- ・ 実施場所、日程を変更する場合はあらかじめ通知する。
- ・ ヒアリングでは、「9 技術提案書を特定するための基準」の評価項目について質疑応答を行う。
- ・ ヒアリング時の追加資料の提出および提示は認めない。

11 技術提案書の特定方法(特定・非特定通知)

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点の合計点が最上位であるものを1者特定する。

技術提案書を特定したものには、書面により通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく書面により通知する。

非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日等を含まない。）以内に、書面により、滋賀県知事に対して非特定理由について説明を求めることができる。

非特定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に書面により行う。

非特定理由の説明書請求の受付場所は、「1 業務の概要、(8) その他、イ 担当部局」と同じとし、受付時間は、休日等を除く午前9時から午後5時までとする。

12 業務説明書の内容についての質問の受付および回答

(1) 質問は、「1 業務の概要、(8) その他、イ 担当部局」に公告に示す受付期間内に文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子メール（1(8)イに記載のE-Mailアドレスあてに送付し、添付するファイル形式はPDF形式とすること。）、持参または簡易書留郵便による郵送のいずれの方法により提出する。電子メールにて提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。

(2) 質問書の提出に当たっては、業務名、質問者（商号、担当窓口の部署および個人名等）、連絡先（住所、電話番号および電子メールアドレス等）を併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は、原則、質問を受理した日から7日間（休日等を含まない。）以内に、質問および回答を次の県ホームページにて回答を公表する。

（滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 工業 > お知らせ・注意）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>

なお、質問の最終回答日は、次のとおりとする。

ア 参加表明書に関する質問の最終回答日：令和8年7月31日（金）

イ 技術提案書に関する質問の最終回答日：令和8年9月18日（金）

13 その他の留意事項

(1) 技術提案書の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- (3) 「2 提案書の提出者に要求される資格要件、(1) 技術提案書の提出者、イ 同種または類似業務等の実績」については、我が国の業務実績をもって判断するものとする。
- (4) 特定しなかった技術提案書は、提出時に返却の意志表示があった場合に限り返却するものとする。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、特定された技術提案書は、「滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）」における公開対象文書となる。
- (5) 技術提案書の提出後は、原則、技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 技術資料作成に関する手続についての問合せには応じるが、業務内容等の問合せには応じない。問合せは、文書でのみ受け付ける。
- (7) 本業務における技術提案書を特定した場合は、提案したすべての者について以下の事項を速やかに公表する。公表する様式は、以下のとおりとする。

ア 提案者名

イ 各提案者の技術評価点

「配置予定技術者の経験および能力」、「実施方針」、「特定テーマ 1」、「特定テーマ 2」の 4 項目それぞれの小計および合計点を公表する。

【公表する様式】

1 業務の名称

令和 8 年度 第 C - 6 号 産業用地開発環境影響評価業務委託（東近江地区）

2 技術提案書の特定通知日 令和 8 年 11 月 4 日（水）

提案者名	技術評価点の内訳				技術評価 点合計	備考
	予定技術者の 経験および能力	実施方針	特定テーマ 1	特定テーマ 2		
評価の配点						
A 社						
B 社						特定
C 社	※建設コンサルタント等選定審査委員会にて決定					

- (8) 特定通知予定日時の前日 16 時（特定通知予定日時の前日が休日等の場合は、その前営業日を基準とする）までに、提案者が他の案件を受注したことにより、本業務に配

置予定であった技術者を配置できなくなったとの申し出（技術者配置不能届）をした場合については、参加表明を無効として取り扱うものとする。なお、技術者配置不能届の様式については、次のホームページによりダウンロードすること。

（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/303058.html>）

技術者配置不能届は、電子メールにより提出することとし、提出先に到達したことを必ず確認すること。